

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会傍聴マニュアル

1 傍聴の手続き

会議を傍聴しようとする者は、会議の開始10分前までに入室しなければなりません。

2 傍聴の定員

傍聴の定員は、原則として5人程度とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して決定します。

3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴人は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 一切の発言はできません
- (2) 飲食又は喫煙はできません。ただし、お茶などの飲み物（蓋付きの容器）はこの限りではありません。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) むやみに席を離れることはできません。
- (5) 携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードにしてください。
- (6) 前各号に定めるもののほか、すべて係員の指示に従うものとします。

5 傍聴者の退室

傍聴者は、会長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこのマニュアルに定める事項に従わない場合で、会長から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

6 その他

このマニュアルに定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。